

児童発達支援 さくらんぼ 料金表 (基本額)

平成31年4月1日改定

□ 児童福祉法に基づく障害児通所支援給付等対象サービスに関する利用料金
 ()内は利用者1割相当額を円に換算して表示したものです。ただし小数点以下は切り上げとなり、
 1ヶ月の合計単位数での算出となる為、誤差がでます。

*** 1回ご利用する毎にかかる費用です。(基本)**

基本料金は定員枠、対象児童が主に未就学児で有るか否かにより異なります。

<定員10人以下の場合>

①	児童発達支援センター以外で行う事業所	主に未就学児が利用 (全体の未就学児70%以上)	左記条件以外 (全体の未就学児が70%以下)
		827単位(約906円)	703単位
1割相当額分の計算方法		1ヶ月のサービス合計単位数×10.96円×10% *10.96円は横浜市の地域加算	

***基本料金と合わせ、1回ご利用する毎にかかる費用です。**

サービスの質の確保を図る観点から、事業所が児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合に評価対象となる報酬単位です。

	項目	内容	サービス1回あたりの単位数(料金)
②	有資格者配置加算	従業者は児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の2名配置が必須である。 そのうち、1名以上が児童指導員、保育士である場合。	12単位(13円)
③	児童指導員等加配加算	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行なう等支援強化を図るために算定を必要とする従業者の員数に加え、常に常勤換算上1以上配置している場合。最大、2名配置まで、加算算定が可能である。 *必要とする従業者の員数は定員10人以下に対して2以上、定員5人増えるごとに1人追加。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の場合 ×2 209単位(約229円) ・児童指導員等の場合 155単位(約169円) ・その他の従業者の場合 91単位(約99円)
④	福祉専門職員配置等加算	(I) 常勤換算上、直接支援員で社会福祉士等である従業者の割合が35%以上の場合	15単位/日 (16円)
		(II) 常勤換算上、直接支援員で社会福祉士等である従業者の割合が25%の場合	10単位/日 (11円)
		(III)(1)、(2)のいずれかに該当する場合 (1)常勤換算による指導員又は保育士の総数のうち、常勤の割合が全体の75%以上である	6単位/日 (6円)
		(2)常勤の指導員又は保育士のうち、3年以上従事している者の割合が全体の30%以上である	
1割相当額分の計算方法		1ヶ月のサービス合計単位数×10.96円×10% *10.96円は横浜市の地域加算	

料金表①、②、③、④を合計し、1回ご利用する毎にかかる費用は **約 1,388円**

上記に加え、④が毎月合計のご利用料金から計算されます。

児童発達支援・放課後等デイサービス 料金表 (加算)

□ 児童福祉法に基づく障害児通所支援給付等対象サービスに関する利用料金

()内は利用者1割負担額を円に換算して表示したのですが、

ただし、小数点以下は切り捨て、1ヶ月の合計単位数での算出である為、誤差がでます。

*加算については加算事業所と算定され、加算対象となり、ご利用した場合に生じます。

項目	内容	サービス1回あたりの単位数(料金)	
⑤ 送迎加算 (片道)	自宅⇄事業所、事業所の最寄駅や集合場所までの送迎 *事前に場所を定める。事業所、保護者の都合により日々変える事は不可	54 単位/回 (59 円)	
⑥ 欠席時対応加算	急病等の理由により急遽利用を中止した場合の費用 *前日、前々日、2営業日前の連絡が対象 *重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足が80%未満の場合は月8回を限度となる	94 単位/日 (103 円)	4回/月
⑦ 利用者負担 上限額管理加算	利用者負担上限額管理対象者のみ	150 単位/月 (164 円)	1回/月
⑧ 事業所内相談 支援加算	障害児と家庭等に相談援助を行った場合	35 単位/月 (38 円)	1回/月
⑨ 関係機関連携加算	(I) 未就学児が通う保育園等その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、当該就学児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合	200 単位 (219 円)	1回/月
	(II) 就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合		1回/各
⑩ 保育・教育等 移行支援加算	地域において保育、教育等を受けられるように支援を行い、放課後等デイサービスを退所し、集団生活を営む施設等に通うことになった児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合	500 単位 (548 円)	1回/各
⑪ 強度行動障害児 支援加算	強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、対象児に対して支援を行った場合	155 単位/日 (169 円)	
⑫ 家庭連携加算	あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行なった場合	所要時間1時間の 場合 187単位(205円)	2回/月
		所要時間1時間 以上の場合 280単位(306円)	
⑬ 訪問支援 特別加算	3ヶ月以上継続的に利用していた障害児が、最後に利用した日から5日間連続して利用がなかった場合、あらかじめ家族の同意を得た上で居宅を訪問し、引き続き児童デイサービスを利用するための働きかけ等を行なった場合	所要時間1時間の 場合 187単位(205円)	2回/月
		所要時間1時間 以上の場合 280単位(306円)	
⑭ 福祉・介護職員 処遇改善加算 I	厚生労働省の定めた基準に適合した事業所であり、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的とする。 単位の計算方法：1ヶ月毎に基本・加算の対象となった総単位数×81/1,000		
1割相当額分の 計算方法	1ヶ月のサービス合計単位数×10.96円×10% *10.96円は横浜市の地域加算		